

広告掲載の「船橋市児童ホーム・子育て支援センター案内」の
作成及び寄附に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「船橋市広告掲載に関する要綱」の規定に基づき、船橋市児童ホーム・子育て支援センター案内（以下「児童ホーム・子育て支援センター案内」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置及び規格)

第2条 この広告を掲載する位置及び規格は、船橋市児童ホーム・子育て支援センター案内の仕様書のとおりとする。

(広告主)

第3条 市内に事業所を有する法人で、児童健全育成に支障がないものとする。

(広告内容)

第4条 掲載する広告の内容は、船橋市広告掲載に関する要綱、船橋市広告掲載基準によるほか、児童健全育成に支障がないものと認められるものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集は、広告代理店が行うものとする。

(広告の作成)

第6条 広告の内容に関する責任は、広告代理店が負うものとする。

2 広告代理店は、広告の募集に当たって、市が広告の募集を行っているかのような誤解を広告主に与えてはならない。

(広告掲載の児童ホーム・子育て支援センター案内の配布期間)

第7条 配布期間は、納品日より1年間とする。

2 広告代理店は、広告の内容を変更しようとするときは、変更する内容を市長に通知し、その指示に従わなければならない。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。